

にした。

- ①北側はまず、東倉里エンジン試験場とロケット発射台を関係国専門家の参観の下で永久に廃棄することとした。
 - ②北側は米国が6・12朝共同声明の精神に従って相応の措置を取れば寧辺核施設の永久的廃棄のような追加的措置を引き続き講じていく用意があることを表明した。
 - ③南と北は朝鮮半島の完全な非核化を推し進めていく過程で、ともに緊密に協力してゆくこととした。
6. 金正恩国務委員長は文在寅大統領の招請によって近いうちにソウルを訪問することとした。

『朝鮮中央通信』日本語版のテキストと韓国大統領府の英語テキストから作成した。

出典：韓国大統領府HP

<https://english1.president.go.kr/BriefingSpeeches/Briefings/322>

アクセス日：2021年4月15日

2018年南北軍事分野合意書



2018年9月、平壤での南北首脳会談と並行して南北の防衛大臣が会合し、「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」に署名した。南北軍事境界線付近の非武装地帯（DMZ）を中心に、陸、海、空すべてにわたり軍事的緊張と衝突の根源となる敵対行為を全面的に中止するなど、画期的な合意が含まれている。

❖ 歴史的な板門店宣言履行のための軍事分野合意書 ❖

2018年9月19日

南と北は、朝鮮半島における軍事的緊張状態を緩和し信頼を構築することが恒久的で強固な平和を保障する上で必須という共通認識のもとに、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」を軍事的に徹底して履行するために、次の通り包括的に合意した。

1. 南と北は、地上と海上、空中をはじめとする全ての空間において、軍事的緊張と衝突の根源となる相手方に対する一切の敵対行為を全面的に中止することとした。

- ① 双方は、地上と海上、空中をはじめとする全ての空間において、武力衝突を防止するために様々な対策を講じることとした。

双方は軍事的衝突を引き起こすこととなる全ての問題を平和的な方法で協議・解決し、いかなる場合にも武力を使わないこととした。

双方はいかなる手段や方法をして、相手方の管轄区域に侵入または攻撃、占領する行為を行わないこととした。

双方は相手方を狙った大規模な軍事訓練ならびに武力増強問題、多様な形態の封鎖、遮断や航海の妨害、相手方に対する偵察行為の中止などについて、「南北軍事共同委員会」を稼働させ、協議することとした。

双方は軍事的緊張の解消及び信頼構築により、段階的軍縮を実現することに合意した板門店宣言を具現するために、これに関連した多様な実行対策を継続して協議することとした。

- ② 双方は、2018年11月1日から軍事分界線一帯において、相手方を狙った各種の軍事演習を中止することとした。

地上では、軍事分界線から5km内で、砲兵射撃訓練や連隊級以上の野外機動訓練を全面的に中止することとした。

海上では、西海南側のトクチョク島【徳積島】以北から北側のチョ島【椒島】以南までの水域、東海

南側のソクチョ〔束草〕以北から北側のトンチョン〔通川〕以南までの水域において、砲撃ならびに海上機動訓練を中止し、海岸砲と艦砲の砲口と砲身へのカバー設置や砲門の閉鎖措置を行うこととした。

空中では、軍事分界線の東、西部地域の上空に設定された飛行禁止区域内で、固定翼航空機の空対地誘導武器射撃など、実弾射撃を伴う戦術訓練を禁止することとした。

③ 双方は、2018年11月1日から軍事境界線上空において、全ての機種種の飛行禁止区域を次の通り設定することとした。

固定翼航空機は軍事境界線から東部地域(軍事境界線標識物第0646号から第1292号までの区間)は40km、西部地域(軍事境界線標識物第0001号から第0646号までの区間)は20kmを適用し、飛行禁止区域を設定する。

回転翼航空機は軍事境界線から10kmに、無人機は東部地域で15km、西部地域で10kmに、気球は25kmとする。

但し、山火事の鎮火、地上・海上での遭難救助、患者の搬送、気象観測、営農支援などにより飛行機の運用が必要な場合には、相手側に事前通報を行い飛行できることとする。民間旅客機(貨物機を含む)については、上記の飛行禁止区域を適用しない。

④ 双方は、地上と海上、空中を含む全ての空間で、いかなる場合にも偶発的な武力衝突の状況が発生しないよう対策を講じることとした。

このため地上と海上においては警告放送→2次警告放送→警告射撃→2次警告射撃→軍事的措置の5段階に、空中においては警告交信ならびに信号→遮断飛行→警告射撃→軍事的措置の4段階の手順を適用することとした。

双方は修正された手順について、2018年11月1日から施行することとした。

⑤ 双方は、地上と海上、空中をはじめとする全ての空間において、いかなる場合でも偶発的な衝突が発生しないよう常時連絡体系を稼働させ、非正常な状況が発生した場合には即時に通報するなど、全ての軍事問題を平和的に話し合っ解決することとした。

2. 南と北は、非武装地帯を平和地帯につくるための実質的な軍事的対策を講じることとした。

① 双方は、非武装地帯内で監視所(GP)を全部撤収するための試験的措置として、相互1km以内の近接する南北監視所を完全に撤収することとした。【添付1】

② 双方は、板門店共同警備区域を非武装化することとした。【添付2】

③ 双方は、非武装地帯内において試験的に南北共同で遺骨発掘を行うこととした。【添付3】

④ 双方は、非武装地帯内の歴史遺跡についての共同調査及び発掘と関連した軍事的保障対策を継続協議することとした。

3. 南と北は、西海の北方限界線一帯を平和水域につくり、偶発的な軍事的衝突を防止し、安全な漁労活動を保障するための軍事的対策を講じることとした。

① 双方は、2004年6月4日の第2回南北将官級軍事会談で署名した「西海海上での偶発的な衝突防止」関連合意を再確認し、全面的に復元・履行することとした。

② 双方は、西海海上において平和水域と試験的共同漁労区域を設定することとした。【添付4】

③ 双方は、平和水域と試験的共同漁労水域に立ち入る人員や船舶に対する安全を徹底して保証することとした。

④ 双方は、平和水域と試験的共同漁労区域内で不法漁労の遮断や南北漁民の安全な漁労活動を保障するために、南北共同の巡視方策を整備、施行することとした。

4. 南と北は、交流協力ならびに接触、往来活性化に必要な軍事的保障対策を講じることとした。

① 双方は南北管理区域における通行、通信、通関(3通)を軍事的に保障するための対策を備えることとした。

② 双方は東、西海線の鉄道、道路連結と現代化のための軍事的保障対策を講じることとした。

③ 双方は北側船舶のヘジュ〔海州〕直航路利用とジェジュ〔済州〕海峡の通過問題などを南北軍事共同委員会で協議し、対策を講じることとした。

④ 双方は、漢江(臨津河)河口の共同利用のための軍事的保障対策を講じることとした。【添付5】

5. 南と北は、相互軍事的信頼構築のための多様な措置を講じていくこととした。

- ① 双方は、南北軍事当局者間における直通電話の設置や運営問題について継続して協議することとした。
- ② 双方は、南北軍事共同委員会の構成ならびに運営と関連した問題を具体的に協議・解決することとした。
- ③ 双方は、南北軍事当局間で採択した全ての合意を徹底して履行し、その履行状態を定期的に点検、評価することとした。

6. この合意書は双方が署名し、それぞれ発効に必要な手続きを経てその文書を交換した日から効力が発生する。(略)

2018年9月19日 大韓民国国防部長官 朝鮮民主主義人民共和国人民武力相
ソン・ヨンム (宋永武) 朝鮮人民軍大将 ノ・グアンチョル (努光鉄)

(原文韓国語。訳：大畑正姫)

* () 【 】は本文、[]は訳者による。ゴシック体、明朝体の区別も訳者による。【添付】は省略した。

出典：韓国国防部『板門店宣言履行のための軍事分野合意書に関する解説資料』

<https://dialogue.unikorea.go.kr/ukd/ba/usrtaltotal/View.do?id=689>

アクセス日：2021年4月15日

12. モデル北東アジア非核兵器地帯条約



以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。以下に掲載するものは草案5である。(梅林宏道)

❖モデル北東アジア非核兵器地帯条約❖

NPO法人ピースデポ
2008年12月13日

前文

この条約の締約国は、

北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、(略)

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、(略)

次のとおり協定した。